昭和二十六年三月

文部行政資料

—終戰教育事務処理提要 第五集—

文部省大臣官房総務課

100024718

四、国宝建造物等の防火施設強化について

（昭和二十五年八月十日文社文第三百七十五号）
（文部次官より各都道府県教育委員会あて）

さきに法隆寺金堂の焼損以来しばしば国宝建造物の防火施設の強化については貴委員会を通じて国宝等の所有者管理者に対して厳重注意を行つて来たのでありますが、不幸にしてその後もあいついで国宝建造物の焼失事件が絶えず今回更に金閣は焼失を見るにいたりましたことは文化財保存上まことに遺憾とするところであります。思うにこの原因は国宝等の所有者、管理者が日常文化財に対する保存愛護の精神において欠けるところがあり、或は不充分な結果によることが少くないとも考えられますので貴委員会においては特にこの点を強調して今後いよいよ積極的に文化財保存愛護の精神を高揚するため当該所有者、管理者その他関係者一般に関心を促すよう適切な方法を講ぜられたく又この際すみやかに防火施設を強化する必要がありますのでとりあえず別紙防火措置等を参考として防火施設及び防火訓練その他のことにつき所有者、管理者自らがあらゆる角度から検討して最善の方法を具体的に考究し、実施するよう御伝達願います。もちろん国においても防火施設の強化についてはできうる限り努力し、また所有者、管理者に対して援助の方法を講ずる考えでありますが、とりあえず各所有者、管理者において右愛護精神の高揚と防火施設の強化につき急速に適切な処置を講ずるようこゝに通達します。又火災の外に最近しきりに国宝等の盗難事件が生じているのでこの点にも充分留意されるよう願います。

なお先般金閣焼失後現地において関係者の座談会を開催したが、いろいろと参考になることが多いと考えられるので別紙概要を送付致します。

防火措置案

一　防火施設等の強化

(イ)　感知機その他の警火装置、火災報知機、貯水池の新設、消火栓導入、消火機械設置、防火壁、避雷針等の新設。

(ロ)　既設のものにあつては、故障の有無を点検して至急補修し又しばしば演習訓練を行うことを厳守すること。

(ハ)　国宝建造物内はもちろん国宝附近（たとえば三十米以内）には禁烟区域を設定し、標札を建設し、又国宝等の附近に浮浪者等を寄せつけぬ等の処置を行わせること（消防機関の協力を要す。）

二　国宝等の管理責任者の適否を調査し、その結果に基いて適当な措置を講ずること。

三　重要文化財の尊重すべきゆえんを一層普及徹底させること。通達、講演又は新聞、ラジオ等を通じて国宝等の所有者、管理者及び学校職員、生徒その他国民全般に対して文化財愛護の精神の高揚と文化財保存の重要性の認識を徹底させるよう務めること。

四　消防機関の協力を依頼し消火訓練と防火施設の取扱上について具体案を練る等非常時に備えて万全を期すること。

五　防火上の意見発表及び相互連絡研究。

今回の金閣の焼失が起つたような場合防火施設、消火方法等についてどの点が手ぬかりであつたか（たとえば金閣の場合は九時以後は夜警を行わなかつたこと、火災感知機が故障していたこと故障機取替を会社に督促しても速かに会社がこれに応じなかつたこと、遅延した場合府市に連絡して直ちに修繕するよう府市の方から督促させるような手段をとらなかつたこと、報知機故障中は万一に備えて不寝番をつけるとか消防署に特別の連絡する等の方法をとらなかつたこと等）どのことが有効であつたか（金閣の場合は全市の消防が火災発見後直ちに現場に到達したこと等）等を再反省して相互に連絡し合うこともきわめて必要であると思われるので今後は都道府県国宝等の所有者、管理者は自ら体験した事実等を本省に直ちに報告し、また本省はこれを他の所有者、管理者に連絡して今後の防災の参考に資するよう措置する。

六　各都道府県ごとに管下の国宝等の所有者、管理者、その他関係者を招集して防災に関する協議会を定期的又は臨時に行い、その結果を直ちに本省に報告すること。